

## 公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成30年5月31日

北海道釧路総合振興局長 築地原 康志

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

スポーツを通じた地域の魅力創出事業委託業務

#### (2) 業務の目的及び内容

##### ア 目的

くしろ地域の更なる合宿の誘致による誘客を促進するため、スポーツと「くしろ」の食が融合した新たな魅力の創出する取組みを行うとともに、地域一体となりスポーツ団体のニーズにマッチングする情報発信を強化する。

##### イ 内容

#### (ア) スポーツと「くしろ」の食が融合した新たな魅力創出基礎調査

地場産品を活用した合宿用食メニューを開発するため、各種調査を企画すること。

##### a 各種スポーツにおいて求められている栄養管理に係る調査

くしろ地域に合宿に訪れている団体、訪れる可能性がある団体に求められている栄養管理について調査を行う。

##### b 地域がアピール可能な食材に係る調査

くしろ地域の市町村がアピールを望む食材、その食材に係るメニュー開発に資するデータを調査し取りまとめ、地域食材リストを作成する。

##### c アスリートの競技力向上など寄与するメニューを開発・提案できる人材の調査

くしろ地域の地場産品を活用して合宿用メニューを開発・提案できる人材を調査し、メニュー開発の体制を取りまとめる。

##### d 合宿用食メニューの開発

a～cに基づき、複数のメニューを開発する。

##### e 食に係る新たな魅力のプロモーション提案

各調査結果、開発メニューを踏まえ、どのような媒体でプロモーションを行うべきか企画・提案する。

##### f 調査報告書の作成、調査結果の公表

調査報告書を作成し、調査結果について、公表する場を企画する。

#### (イ) スポーツ団体のニーズにマッチングする情報発信

##### a スポーツ団体が求める合宿に係る情報調査

合宿に係る情報（宿泊施設・移動手段の調整を含む）がどのような媒体で発信を求められているのか、スポーツ団体への聴取、各種大会等を活用した参加者へのヒアリング等により調査する。

##### b スポーツ団体への情報発信

aの調査結果を活用し、くしろ地域に合宿に訪れている団体、訪れる可能性がある団体に対し、広く伝わる内容を企画・提案をする。

#### (3) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月20日（水）まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 複数の企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等であること。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、すでにその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - ・道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。）
    - ・本店が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - ・消費税及び地方消費税
  - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
    - ・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - ・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - ・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

### ア 提出期限

平成30年6月11日（月）午後5時（必着）

### イ 提出方法

持参又は郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで）

### ウ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課道民生活係 担当：金田

電話：0154-43-9151

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 4 企画提案指示書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 公告の日から平成30年6月27日（水）まで

なお、上記3の場所での交付期間は、土曜日、日曜日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 上記2の参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。

(2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより、企画提案書を提出することができる。

ア 提出期限 平成30年6月27日(水)午後5時(必着)

イ 提出場所 上記3(1)ウに同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道釧路総合振興局保健環境部環境生活課道民生活係(担当:金田)

(2) 所在地 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

(3) 連絡先 電話:0154-43-9151

10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

要

(3) プロポーザル審査会(ヒアリング)の実施

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を実施する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のプロポーザル審査会(ヒアリング)に参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案指示書等による。